

文科省の給特法の解釈力、無定量のたゞ働きを生んできた！

限定4項目以外の業務は「自発的行為」

と説明してきました。このため、実態として存在する時間外勤務が存在するにもかかわらず、「自發的行為（好きで残つている）」とされてきたのです。

しかし、文科省の解釈には矛盾があります。一つ目は、休日の部活動指導などに支給される「教員特殊業務手当」。限定4項目以外の業務は「自發的行為」とし、「公費支給はなじまない」とする文科省の給特法解釈からは大きく逸脱しています。二つ目は、教職調整額4%を減額する自治体が出てきたことです。そもそも、教員に残業代が支払われない理由に、業務内容に線

超勤4項目以外の時間外の業務は、超勤4項目の変更をしない限り、業務内容にかかわらず、教員の自発的行為として整理せざるをえない。∴教員の自発的行为に対しても、公費支給はない。

(2006年11月10日、
中教審「教職員給与の在り方に関するワーキンググループ」第6回資料5)

給特法は、形式上労基法に基づいて限定4項目の時間外労働を認め、それ以外の時間外勤務を禁止するとしています。しかしこれは体裁だけで、実際は教員の時間外勤務の多くは、限定4項目「以外」の業務に占められています。

労基法ないがしろの給特法! ガイドラインは、教員を守れない!

引きが難しいことが挙げられて
います。そのため、あらかじめ
4%を一律に支給するとするも
のです。東京都や横浜市は、条
件付きですでに減額しています
「教職調整額4%」は、労基法
上の超勤手当の代償措置である
ことから、支給率を満たしてい
ないことは、労基法違反と言え
なくもありません。

根拠となるのは「改正労基法」

三六協定に基づく時間外労働を月45時間
年間360時間まで

そのうえで、「臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合」には、

①年間720時間以内の時間外労働を認める

②1ヶ月の時間外労働と休日労働の合計は100時間未満

③時間外労働と休日労働の合計が256時間平均の全てにおいて、1月あたり80時間以内

時間外勤務を抑制するところが、上限まで働かせてよい基準として作用する恐れがあります。

前回に続き、ラグビーの日本代表選手には外国人が多い。サッカーは、国籍条件があるが、ラグビーにはない。「親か祖父母の1人がその国・地域出身」「3年以上継続して居住」などの条件を満たせば代表資格を得られる。この多様性がい▼この日本チームは、日本の歴史や文化などを学んだり、出身の国を問わず共通してできることを考えたり、出身国の文化を理解する努力をしたりと違いを認め、違いを超えて、「8強入り」を目標に、「一つになる」と準備してきたという▼前回、未来の日本の姿があると書いたが、改めて言葉・文化の違いを超えて、

給特法前提のガイドライン

時間外労働をさせるには

- ①三六協定による労働者の合意
- ②当該労働時間への割増賃金の支給
- ③「臨時的な特別な事情があつて、が合意する場合」の上限を超える罰金

また、ガイドラインでは、上限を超えないよう教育委員会や管理職は業務の精選を行うことと強く示しています。

しかし、根本的な人的配置の不足、なんでも抱え込む日本型教育の煩雜さなど、本質的な教職員の業務改革に手を入れなければ、1年単位変形時間制として爆走する可能性がおおいにあるのです。

つながつていける姿を見ることができた▼増え続ける身近な海外からの訪問者へも同様でありたいと思う▼スポーツ評論家正木氏によると、人間は本質的に格闘を好むのだと。そのため、格闘技が存在するのだと。▼タックルを見ると「野蛮だ!」と思つていたが、いつしか興奮していられる自分がいる▼日本チームは、タックルにも哲学があつた。タックルの中でも、確実にタックルを決めていくのだ。そうだ▼自分の中にある闘争・格闘本能をラグビーの試合を観戦することで、転化・解消していくのかかもしれない▼台風や大雨での未曾有の大灾害が各地を襲い、被災地では、ラグビーどころではないに違いない。申し訳ないと思いながらも、決勝が待ち遠しい。